

記入例

氏名と金額は訂正ができません。
 書き損じの場合、新しい書類へ書き直しをお願いします。
 それ以外の箇所の間違ひは、二重線を引き、修正してください。
 ただし、修正ペン、修正テープでの修正はできません。また、消すことができるペンの使用はしないでください。

令和 6年 4月 20日

(宛先) 松山市長

(申請者)

住所 (マンション名・号室)	〒 790 - XXXXX 松山市二番町〇丁目△-□
フリガナ	セツ スイ タロウ
氏名	節水 太郎
生年月日	昭和50年 10月 12日生
電話番号	090-9XXX-XXXX
*申請は同一の世帯につき1年度1回限りです。	

氏名の訂正はできません
 必ず、平日の日中に連絡が取れる携帯などの電話番号を記入してください。

節水シャワーヘッド購入助成金交付申請書 (請求書)

節水シャワーヘッド購入について、助成金の交付を受けたいので、松山市節水シャワーヘッド購入助成金交付要綱第6条の規定に基づき、関係書類を添えて次のとおり申請し、請求します。

1.住宅が借家の場合は、所有者又は管理者(管理会社)の承諾書が必要です。

2.水栓交換を行った場合は、市内の事業者の証明が必要です。

購入商品のメーカー、商品名を記入。(P14参照)

4.購入日(領収書発行日)または、水栓交換工事が完了した日(水栓交換完了証明日)を記入してください。

金額の訂正はできません
 (5.助成額の計算は P2参照)

内容を確認のうえ、すべて☑をいれてください。

すべての添付書類が揃っていることを確認のうえ、☑をつけてください。

申請者名義の口座をご記入ください。

預金種別の☑の入れ忘れにご注意ください

1. 設置場所 いずれかに☑チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 松山市内の持家(住所地と同じ) <input type="checkbox"/> 松山市内の借家* 【事業所での購入・設置は対象外】
2. 設置機器 いずれかに☑チェック ※記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド(単体) <input type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド及びホースのセット <input type="checkbox"/> シャワーヘッドを含む節湯水栓交換* ※水栓交換を行った市内工事事業者が分かる『水栓交換完了証明書』添付必要
3. 効果/水量 いずれかに☑チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 節水効果 おおむね 30%以上 <input type="checkbox"/> 使用水量 1分間当たり 7リットル以下
4. 購入(工事完了)日	令和 6 年 4 月 15 日
5. 助成金交付申請額	【訂正・修正不可】 ¥ 2 7 0 0 - 購入価格(消費税及び地方消費税を含む。)の1/2の額とし、 3,000円を限度 とする。※100円未満切捨て 【例】2,980円の商品なら 2,980円×1/2=1,490円 【例】6,000円以上の商品なら 3,000円と記入してください。
申請に当たっては、右記の事項を確認の上、誓約及び承諾する場合は、☐に☑を記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 私は、松山市節水シャワーヘッド購入助成金の申請に当たり、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員に該当しない者であることを誓約します。 <input checked="" type="checkbox"/> 上記の内容を確認するため、松山市が他の官公庁に照会を行うことについて承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> 助成金の交付決定に必要な範囲で、松山市の住民記録情報を調査し、利用すること、松山市税の納付情報を確認することについて承諾します。 <input checked="" type="checkbox"/> 同一の補助対象機器に、他の補助(助成)制度を併せて受けていないことを誓約します。
【添付書類】 添付完了後☑チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 領収書又はその写し <input checked="" type="checkbox"/> 設置状況が分かる写真(交換後のシャワーヘッド全体写真) <input checked="" type="checkbox"/> 購入(設置)機器が分かる書類の写し、または写真(メーカー名、商品名(製造番号)が記載されている箱など) <input checked="" type="checkbox"/> 節水効果の基準を満たしていることが分かる書類の写し、または写真(説明書、性能証明書、箱など、節水効果が記載されているもの)
下記の口座に振り込んでください。*申請者本人の口座に限ります。	
金融機関名	松山 松山
銀行・金庫・農協	本店・支店・支所・出張所
預金種別	口座番号 口座名義人氏名
<input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座	(フリガナ) セツ スイ タロウ (氏名) 節水 太郎

記入例

『借家にお住まいの方』のみ

承諾書

令和 6 年 4 月 15 日

日付をご記入ください。

松山市節水シャワーヘッド購入助成金に関して、所有者または管理者（管理会社）は、申請者の負担にて節水シャワーヘッドに改造することを承諾し、今後、松山市節水シャワーヘッド購入助成事業に関し、トラブル等が発生しても松山市には一切の責任を問わないことを同意します。

住宅の所有者又は管理者（管理会社）等に、住所・氏名・連絡先の記入を依頼してください。（ゴム印等の使用可）

住所（所在地） 松山市二番町〇丁目△-□

氏名（事業者名・代表者名） 松山花子

※氏名の修正・訂正不可

連絡先 (089) 9xx-xxxx

『水栓を交換した方』のみ

水栓交換完了証明書

令和 6 年 4 月 15 日

日付をご記入ください。

節水効果 おおむね 30 %
 使用水量 1 分間当たり リットル

事業者の要件は「松山市内の事業者」となっています。事業者は、松山市内の支店・営業所等の住所・事業所名の記入を依頼してください。（ゴム印等の使用可）
 会社印等の押印は不要ですが、この証明書が正式な書類である旨、お電話等で確認することがあります。
 ※押印いただいても差し支えありません。

節水シャワーヘッドを含む節湯水栓交換工事が完了したことを証明します。

所在地 松山市 道後〇丁目△-□

事業者名 愛媛改修建設（株） 松山支店

代表者氏名 支店長 道後温郎

連絡先 (089) 9xx-xxxx

節水シャワーヘッド購入助成制度利用者アンケート

このアンケートは、節水シャワーヘッド購入助成制度（以下「助成制度」という。）の効果や、今後の節水推進施策の参考にさせていただく目的で、松山市が助成制度の申請者すべての方にアンケートをお願いしています。上記の目的以外に使用することや、申請者が不利益になることは一切ありません。ご協力をお願いします。

問1. この「助成制度」をどのような方法で知りましたか。（複数回答可）

- 1. 広報まつやま
- 2. 広報テレビ・ラジオ
- 3. 市ホームページ
- 4. 新聞広告・生活情報誌
- 5. 事業者（リフォーム等）からの案内
- 6. 知人からの口コミ
- 7. 販売店舗で
- 8. その他（ ）

問2. これから購入を考えている節水機器はありますか。（複数回答可）

- 1. 節水型洗濯機
- 2. 食器洗い機
- 3. 節水型トイレ
- 4. パスポンプ
- 5. その他（ ）
- 6. 特になし

問3. 節水シャワーヘッド購入助成制度が交換を行うきっかけとなりましたか。

- 1. 「助成制度」がなくても節水シャワーヘッドへ交換をした。
- 2. 「助成制度」があったから、節水シャワーヘッドへ交換をした。

問4. 今回交換したシャワーの使用状況についてお伺いします。

使用する人数を記入してください。（ 2 ）人

※申請者「お1人」の使用状況についてお伺いします。

1日の使用回数と、平均使用時間を記入してください。（ 1 ）回

平均（ 6 ）分

家族全員の合計ではなく、申請者お1人あたりの状況をご記入ください。

問5. 交換したことで良かったことは何ですか。（複数回答可）

- 1. 使う水の量が減った
- 2. 家族の節水意識が高まった
- 3. その他（ ）
- 4. 特になし

※※※ご回答いただきありがとうございました※※※

添付書類 1(②領収書)

支払が証明できる書類(領収書等)が必要です。
 ※領収書等がない(支払いを証明できるものがない)場合は助成できません。

※原本を提出された場合は書類確認後、返却します。



- ① 節水シャワーヘッドを購入したこと
- ② 節水シャワーヘッドの購入価格
- ③ 料金の支払が終了していること

領収書等は、この3点を確認します。
 確認ができない場合は、追加で書類の添付が必要です。

【注意が必要な例】



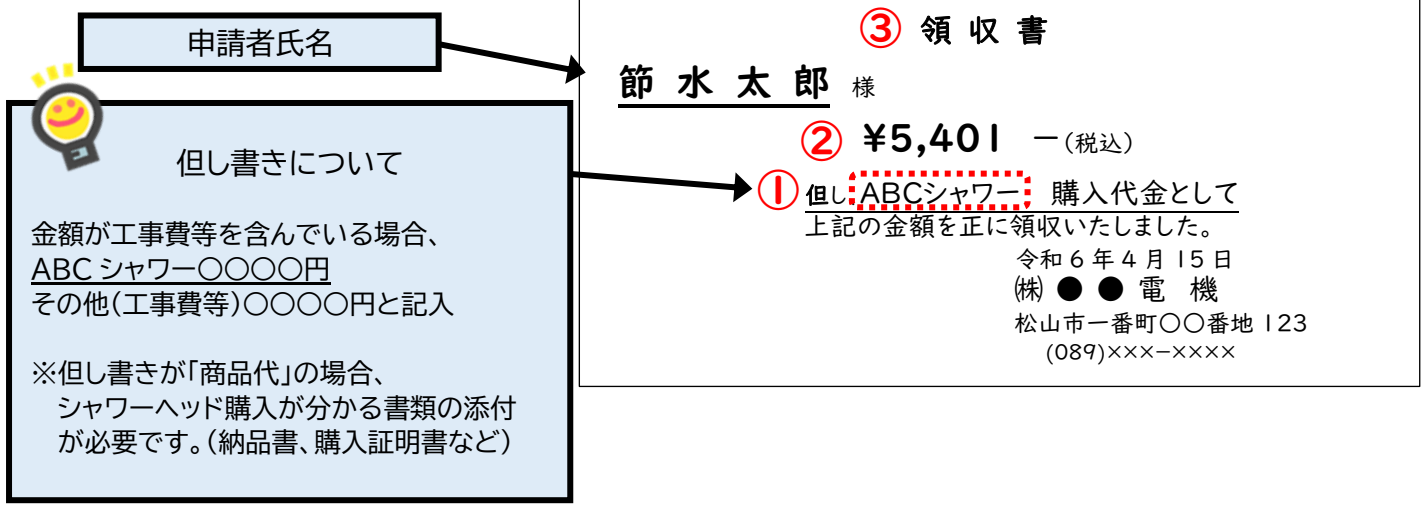
よくある事例	①購入したこと	②購入価格	③支払終了	追加で提出が必要な書類
領収書の但し書きが「商品代」となっている。	×	×	○	購入店舗に商品名の記入を依頼していただくか、節水シャワーヘッドを購入したことが分かる書類を併せてご提出ください。(納品書、購入証明書など)
インターネットや通信販売で購入し、領収書がない。 (納品書や購入証明書はある。)	○	○	×	購入店舗に領収書の発行を依頼してください。 (インターネットで購入の場合は、購入サイトからダウンロードしたもので可)
分割払いにより領収書が発行されない。	○	△	×	分割での支払いが完了していることが分かる書類の提出が必要です。
領収書の金額に節水シャワーヘッドの購入価格以外の費用も含まれている。	○	×	○	購入店舗に内訳の記入を依頼していただくか、節水シャワーヘッドの購入金額が分かる書類を併せてご提出ください。(納品書、購入証明書など)

例



・ポイントカードに溜まったポイントで購入した場合のポイント支払い分や割引券、アプリのクーポン支払い分は助成の対象外です。(手引き P2参照)

○「領収書」の場合



〇レシートや明細のある領収書の場合

商品名が長い場合など全てが表示されていなくても差し支えありませんが、
購入商品の情報(商品名・品番)の記載がない場合や明確に分からない場合は助成できません。
 その際は販売店等へ「領収書」の発行を依頼してください。



ポイントカードに貯まったポイントで購入した場合、
ポイントでの支払い分は助成の対象になりません。

③ 領収書兼お買上明細
 (株)●●電機
 (089)xxx-xxxx
 発行日 令和6年4月15日

① ABC シャワー	¥4,910
消費税 10%	¥491
ポイント支払い	¥500
② 合計(税込)	¥4,901

購入価格



〇代引の場合(④「代引金額領収書」と⑤「購入証明書又は納品書」両方必要です)

「④代引金額領収書」

④代引金額領収書だけだと『②節水シャワーヘッド購入価格』の確認ができないため、購入証明書等が必要です。

※購入証明書・納品書等がない場合、購入店で領収書の発行の依頼をお願いします。

代引金額領収書 (株)●●電機 (089)xxx-xxxx
 本社 松山市一番町〇〇番地 123

お届け先 〒790-xxxx
 松山市二番町〇丁目△-□
節水 太郎 様

代引金額 **¥6,171** (消費税等¥491)

① ABC シャワー 数量 1

③ ⑤ 集金代行者印 **宅配**
 領収日 令和6年4月15日

集金代行者の押印、領収日が記入されていることが必須です。



「⑤購入証明書又は納品書」

⑤購入証明書又は納品書だけだと『③料金の支払いが終了している』ことが確認できません。

購入証明書 (株)●●電機 (089)xxx-xxxx
 本社 松山市一番町〇〇番地 123

① 品名 ABC シャワー

内訳

数量 1	② 単価(税込) ¥5,401	購入価格
	送料(税込) ¥770	
金額合計(税込)		¥6,171

助成対象外

○コンビニ支払い・銀行振込の場合

(①払込受領書と②購入証明書又は納品書両方必要です)

①払込受領書だけだと『①節水シャワーヘッドを購入したこと』の確認ができないため、お買上げ明細、納品書、請求書等が必要です。
 ※②購入証明書又は納品書がない場合、購入店で領収書の発行の依頼をお願いします。

②購入証明書又は納品書だけだと『③料金の支払いが終了している』ことが確認できません。

「①払込受領書」

払込受領書
(〇〇支払用)

払込人氏名
節水 太郎
注文番号:
123456

受取人
(株)〇△
問い合わせ番号:
abcdefg

購入店
(株)●●電機
金額 **5,171 円**

③

領収印貼付
受領印
2024.4.15
領収日付印



「②購入証明書又は納品書」

(株)●●電機
(089)xxx-xxxx
本社 松山市一番町〇〇番地 123

お届け商品の明細 注文日:令和6年4月3日 発行日:令和6年4月4日

商品番号	商品名	単価	数量	割引	送料
*****	① ABCシャワー	5,401	1	1,000	770

商品合計	割引	送料	お支払い金額(税込)
5,401	1,000	770	5,171

②

支払い方法:クレジットカード

助成対象外

商品から割引分を差し引いて本体価格を出します。
 商品が複数ある場合は、案分計算になりますのでご注意ください。
 (P2参照)

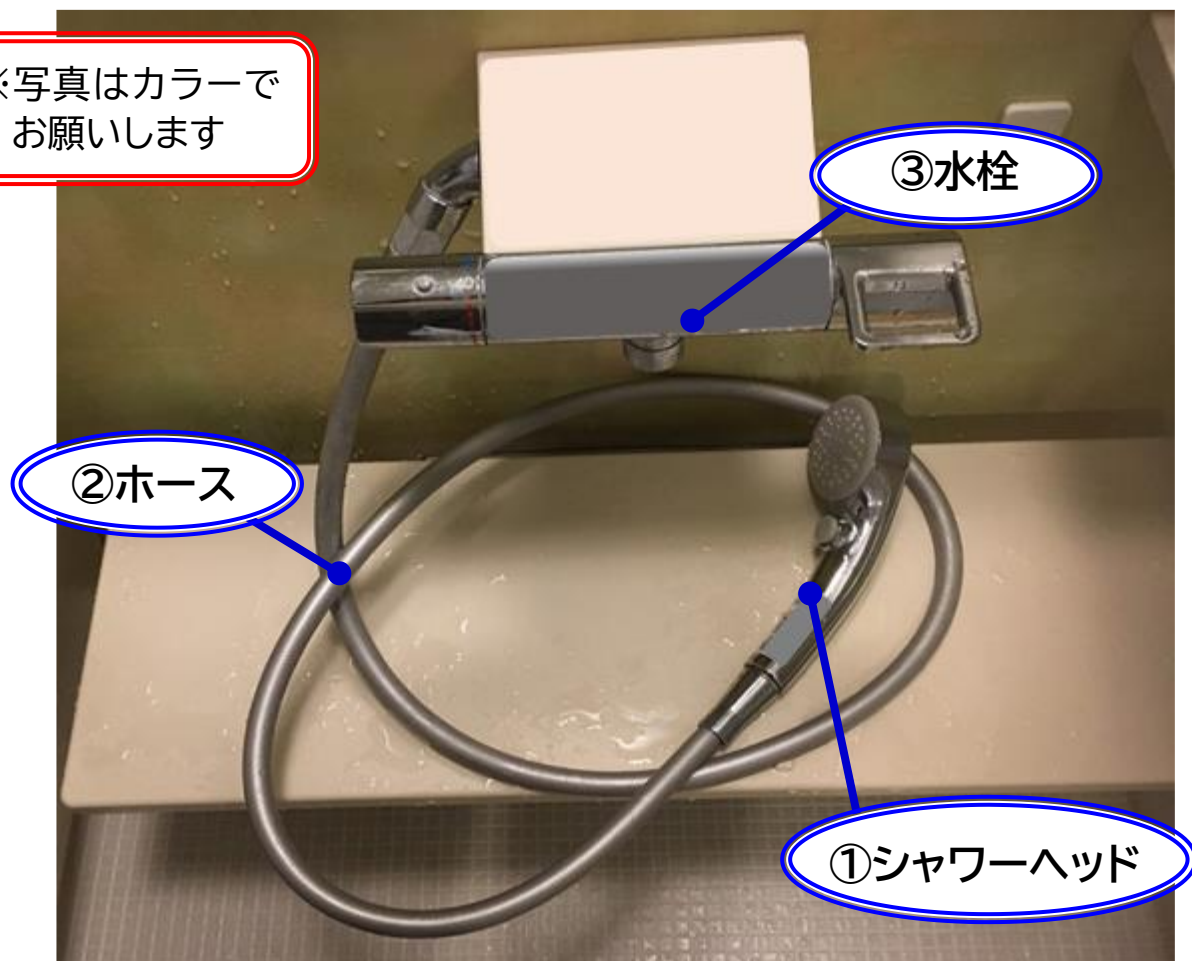
添付書類2(③設置状況(交換後)が分かるカラー写真)

①シャワーヘッド ②ホース ③水栓 がすべてつながっている状況
が写ったもの。

※写真が不鮮明な場合は、撮り直しをお願いする場合があります。



※写真はカラーで
お願いします



×撮り直しになる写真例



↑シャワーヘッド部分
のみの写真は不可

添付書類3(④購入(設置)機器が分かる書類)
添付書類4(⑤節水効果が分かる書類)

例

『添付書類3(④購入(設置)機器が分かる書類)』で『添付書類4(⑤節水効果が分かる書類)』の確認ができる場合は『添付書類4』の提出は不要です。

申請書「2.設置機器」「3.効果/水量」へ記入された『設置機器』と『節水効果』が確認できるもの

商品の箱又は説明書等の情報

④商品名 → ABCシャワー ← ④メーカー名
株式会社〇〇
⑤節水効果 ← 30%~50%
④(製造番号) → 品番 123456-A

【④購入(設置)機器が分かる書類】の申請書記入箇所

2. 設置機器 いずれかに☑チェック ※記入してください。	<input checked="" type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド (単体) <input type="checkbox"/> 節水シャワーヘッド及びホースのセット <input type="checkbox"/> シャワーヘッドを含む節湯水栓交換* <small>※水栓交換を行った市内工事事業者が分かる『水栓交換完了証明書』添付必要</small>	
	メーカー名	商品名(製品番号)
	株式会社〇〇	ABCシャワー (123456-A)

【⑤節水効果が分かる書類】の申請書記入箇所

3. 効果/水量 いずれかに☑チェック	<input checked="" type="checkbox"/> 節水効果 おおむね 30%以上 <input type="checkbox"/> 使用水量 1分間当たり 7リットル以下
------------------------	---